

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年 7月25日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区永田町二丁目1-1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 吉澤 和弘 電話 03-5156-1111					
主たる業種	通信業	細分類番号	3	7	2	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	2010年7月に策定した企業ビジョン「スマートイノベーションへの挑戦 -HEART-」を実現するための環境分野での取組みとして「SMART for GREEN 2020」制定し、3つのアクション「Green of ICT」「Green by ICT」「Green with team NTT DOCOMO」に取り組んでいます。						
計画を推進するための体制	地球環境問題を重要な経営課題と捉え、自らの事業活動における環境負荷を低減します。また、ケータイを基軸としたサービスの開発や提供を通して、生活やビジネスの様々な場でイノベーションを起こし、お客様とともに社会全体の環境保全に貢献します。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,751.1 トン	14,565.9 トン	16,746.5 トン		6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,031.6 トン	14,565.9 トン	16,746.5 トン		11.6 パーセント	
	実績に対する自己評価 2020年度のNTTドコモグループ環境ビジョンの目標達成にむけ、通信設備のECO化を推進、省電力基地局設備の積極導入等を実施しておりますが、一方で通信エリアの拡大や通信品質の向上の取り組みにより、基準年度を上回る排出量となりました。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	通信施設	事業活動に伴う排出の量 (施設数【局】)	8.18	13.70	7.33		28.55 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価 2020年度のNTTドコモグループ環境ビジョンの目標達成にむけ、通信設備のECO化を推進、省電力基地局設備の積極導入等を実施しておりますが、一方で通信エリアの拡大や通信品質の向上の取り組みにより、基準年度を上回る排出量となりました。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		50.0 パーセント	50.0 パーセント	50.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	高効率電源装置への統合・公開、空調温度設定の適正化を行う。					
	(27)年度	高効率電源装置への統合・公開、空調温度設定の適正化を行う。					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカーによる通勤は認められておりません。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・ICTサービスの利活用によって社会全体のCO2排出量の削減に貢献します。 ・社員ボランティアによる「ドコモ京都宇治の森」での森林保全活動を2008年より実施。						
特記事項	平成26年7月1日より、それまで株式会社NTTドコモの支店であった京都支店が、ドコモグループ社再編に伴い、株式会社ドコモCS関西の支店となっております。そのため、基準年度(実績)には、京都支店は含まれておりません。代表者変更あり。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。